

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 2 件

鳥取国民年金 事案 276 (事案 245 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 61 年 9 月まで
昭和 61 年頃、テレビ等で 40 歳から保険料を納付し始めても年金をもらうことができると聞き、A 市役所に相談したところ、可能とのことであったので、保険料 20 数万円を自宅近くの B 銀行 C 支店の窓口へ持参して納付したのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年頃、夫（当時は内縁関係）と一緒に国民年金保険料を納付したとしているが、当時、夫は A 市に住民票を移していないことや、58 年 10 月から 59 年 6 月までの期間については、時効が完成していたため保険料の納付はできなかったことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 4 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

このたび申立人は、申立人の夫が平成元年 7 月に国民健康保険で治療を受けたとする医療機関の診療記録が見つかったため、申立期間当時に夫の住民票が A 市に無かったとする委員会の判断には疑問が残るとして、「昭和 61 年 9 月頃、自宅近くの B 銀行 C 支店の窓口で、保険料 20 数万円を納付したはずである。あわせて保険料の納付時期は、納付可能な 59 年 7 月から 61 年 9 月までに訂正する。」との再申立てを行ったものである。

しかしながら、申立人の夫は、国民健康保険の記録から平成元年頃には A 市に住民票があったと推認できるものの、オンライン記録、A 市の保管する国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、昭和 58 年 2 月から平成 3 年 9 月までの間は国民年金被保険者資格を喪失した状態であり、さらに同人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は無く（平成 3

年9月に当該資格喪失手続の取消しを行い、昭和58年2月以降の国民年金被保険者資格を回復)、申立期間当時は国民年金の被保険者ではなかったことから、申立人が夫とともに保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は「昭和61年9月頃、1枚の納付書で59年7月から61年9月までの保険料20数万円を納付した」旨供述しているところ、過年度保険料と現年度保険料の納付書は別々に発行されるため、1枚の納付書で申立期間の国民年金保険料を納付することはできない上、当該期間の保険料は17万9,460円であり、申立人の主張する金額と相違している。

さらに、A市が保管する申立人に係る被保険者名簿及び電算組織収納データ(写)に、申立期間に係る保険料の納付記録は無く、オンライン記録とも一致している。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から 63 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から 63 年 2 月まで
年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。A社で一定期間の勤務を繰り返したが、冬期間の退職の都度、会社の担当者か私のどちらかが国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずである。申立期間のみが未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社を退職した都度、同社の担当者か自分のどちらかが国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとしているが、申立期間について、A社の当時の事務担当者を確認したところ、「昭和 60 年頃から、55 歳で定年退職した従業員が、その後臨時従業員として短期雇用され冬期間に退職した際は、会社が国民年金の加入手続を行っていたが、申立人は当時 55 歳になっていなかったので加入手続を行っていない。これらの従業員には自分で国民年金に加入するよう話をしていた。」と供述している。

事実、申立期間当時、A社において、申立人と同様の雇用形態で一定期間の勤務を繰り返していた同僚 6 人（申立期間当時いずれも 55 歳未満）のうち 4 人は「同社を退職した際は、自分で国民年金の加入手続を行った。」と供述しており、A社の担当者が申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料を納付していた状況はうかがえない。

一方、申立人は、申立期間の保険料は自分で納めたかもしれない、としているが、申立期間の加入手続、納付方法及び納付金額の記憶が定かでない上、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄に申立期間の記載が

無く、B町（現在は、C市）の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の加入記録及び納付記録は確認できない。

加えて、申立人は現在保管している年金手帳以外に手帳の交付を受けた記憶は無いとしている上、オンライン記録によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から48年3月までの期間、50年4月から53年3月までの期間、55年2月から同年3月までの期間及び62年8月から平成3年5月までの期間並びに6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から48年3月まで
② 昭和50年4月から53年3月まで
③ 昭和55年2月から同年3月まで
④ 昭和62年8月から平成3年5月まで
⑤ 平成6年3月

申立期間①については、母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと思う。申立期間②及び③については、自分で保険料を納付した記憶がある。申立期間④及び⑤については、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたはずなので、各申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、国民年金手帳記号番号払出簿及び前後の任意加入の国民年金被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年5月頃A市B区において払い出され、45年2月に遡って資格取得していることが確認できることから、国民年金の加入手続を行った54年5月の時点では、申立期間①及び申立期間②のうち50年4月から52年3月までの期間は時効により保険料を納付することはできない。

また、国民年金の加入手続が行われた昭和54年5月時点では、第3回特例納付が行われていたが、申立人によれば申立期間①は申立人の母親が、申立期間②は申立人自身が納付期限内に現年度納付していたとし

ており、特例納付や過年度納付したことは無いとしている。

さらに、申立期間①の国民年金の加入手続及び納付に申立人自身は関与しておらず、申立人の母親も既に死亡しているため詳細が不明であるほか、申立人は「就職時に母親から送られてきた国民年金手帳は現在の手帳より小さかった。」としているが、当時の国民年金手帳の大きさは現在の年金手帳と同じであり、母親から送られてきたとする手帳が申立人の国民年金手帳とは考え難い。

2 申立期間③について、申立人が当時居住していたA市B区が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料収納一覧表では、申立期間③は未納となっており、オンライン記録と一致する上、申立人は、自分で保険料を納付したとしているが納付金額、納付頻度等の記憶が曖昧である。

3 申立期間④について、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているが、オンライン記録では、申立期間④のうち昭和 62 年 8 月から平成 3 年 3 月まで夫婦とも未納の記録となっている。

また、申立期間④について、申立人は、国民年金保険料を納付したことを示す資料として、平成 2 年分の所得税の修正申告書（控）を提出しているが、当該申告書（控）の社会保険料控除欄に 16 万 3,600 円の記載が確認できるものの、同年の国民年金保険料は 2 人分で 19 万 9,200 円である上、国民健康保険料についてC市に照会したところ、「申立人の当時の所得を考慮して試算すると、申立人家族（3人）の平成 2 年分の国民健康保険料はおおむね 20 万円である。」との回答があったことから、同申告書（控）に記載の社会保険料は、申立人及びその妻の国民年金保険料であると推認することはできない。

さらに、申立人は申立期間④のうち、平成 3 年 4 月及び同年 5 月に係る国民年金保険料を納付したことを示す資料として、D 社会保険事務所（当時）が発行した国民年金保険料の領収控（領収日付印は無い）を提出しているが、当該領収控は 3 枚複写のうち金融機関控分であり、本来保険料納付時に支払者が保管するものではなく、領収日付印も確認できないことから、同控をもって保険料を納付したとみなすことはできない。

4 申立期間⑤について、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているが、オンライン記録では、夫婦とも未納の記録となっている。

また、申立期間⑤は平成 9 年 6 月 16 日に厚生年金保険加入記録が統合された際に生じた未納期間であることから、申立期間⑤当時、同期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできないほか、上

記統合時においては、申立期間⑤は既に時効となっており保険料を納付することはできない。

- 5 加えて、各申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年6月から55年3月まで
昭和55年頃、A市役所職員が数回自宅に訪れ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を現金で一括納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日及びオンライン記録から、A市において昭和55年6月頃に払い出され、厚生年金保険被保険者資格を喪失した53年6月1日まで遡って資格取得していることが確認でき、申立期間の国民年保険料は過年度保険料に該当する。

本申立てについて、A市に照会したところ、「当時、市役所職員が国民年金未加入者の自宅を訪問し、加入手続及び現年度保険料の集金を行うことはあったが、過年度保険料の集金は行っていない。」としていることから、市役所職員に対して納付できるのは現年度分の保険料のみであり、過年度分である申立期間の保険料をまとめてA市役所職員に納付したとする申立人の主張は不自然である。

また、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿では、昭和55年4月から平成4年3月までの納付記録は確認できるものの、申立期間は未納となっている。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について妻と一緒に納付したとしているが、オンライン記録及びA市が保管する国民年金被保険者名簿によると申立人の妻も申立期間は未納となっている。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を確認したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

その上、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もみられない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月から 55 年 3 月までの期間及び 62 年 6 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 6 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 62 年 6 月から同年 9 月まで

申立期間①については、昭和 55 年頃、A 市役所職員が数回自宅を訪れ、同職員に自宅で同期間の国民年金保険料を現金で一括納付し、申立期間②の保険料については、B 信用金庫 C 支店の夫名義の口座から振り替えられていたはずである。いずれの申立期間も保険料を納めたはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 55 年頃、申立期間①の保険料を夫の保険料と一緒に、自宅で市役所職員に現金で一括納付したと供述している。

しかし、A 市に照会したところ、「当時、市役所職員が国民年金未加入者の自宅を訪問し、加入手続及び現年度保険料の集金を行うことはあったが、過年度保険料の集金は行っていない。」としていることから、市役所職員に対して納付できるのは現年度分の保険料のみであり、過年度分である申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間①の保険料について、夫と一緒に納付したとしているが、オンライン記録及び A 市が保管する国民年金被保険者名簿によると申立人の夫も同期間は未納となっている。

申立期間②について、申立人は、B 信用金庫 C 支店で夫名義の口座から夫と 2 人分の保険料が振替されていたはずであると供述している。

しかし、同信用金庫に保管されている夫の普通預金取引明細表（昭和

60年4月から平成2年3月まで)によると、昭和60年4月から62年5月までと平成元年7月以降は夫婦2人分の保険料の振替が確認できるものの、申立期間②を含む昭和62年6月から平成元年6月までの間(昭和62年12月、63年8月、同年9月及び平成元年5月を除く。)は、1人分の振替しか確認できず、これはオンライン記録と一致している。

また、オンライン記録によると、申立人は申立期間②直後の昭和62年10月から63年3月までの保険料を平成元年12月26日に過年度一括納付していることから、申立期間②は当初から未納期間であったところ、当該過年度納付時点で、時効により納付することができなかったものとするのが自然である。

さらに、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿では、申立期間①及び②は未納となっているほか、オンライン記録を確認したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もみられない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月 1 日から 62 年 9 月 17 日まで

昭和 44 年 5 月から A 事業を開業し、53 年 5 月 1 日から B 社を設立したことに伴い、厚生年金保険の適用事業所となった。私は同社の代表取締役であり、給料は従業員の 2 倍以上の 50 万円から 60 万円程度であったと思うが、国（厚生労働省）の記録では申立期間の標準報酬月額は 20 万円から 30 万円程度と低くなっている。当時の社会保険料の納付額の分かる通帳を持っているので、引き落とされている保険料が正しいかどうかを確認し、誤っていれば記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国（厚生労働省）の記録によると、申立期間の B 社に係る申立人の標準報酬月額は、昭和 53 年 5 月から 54 年 9 月までは 20 万円、54 年 10 月から 55 年 9 月までは 22 万円、55 年 10 月から 60 年 3 月までは 26 万円、60 年 4 月から同年 9 月までは 30 万円、60 年 10 月から 61 年 9 月までは 26 万円、61 年 10 月から 62 年 6 月までは 20 万円、62 年 7 月及び同年 8 月は 30 万円となっている。

申立人は、B 社に係る昭和 50 年 5 月分から 61 年 6 月分までの社会保険料が引き落とされた記録（以下「引き落とし額」という。）の確認できる通帳を提出しているが、当該引き落とし額は、オンライン記録により同社の被保険者となっている者の標準報酬月額を基に算出した厚生年金保険料を含む社会保険料の合計額（以下「オンライン記録に基づく合計額」という。）とおおむね一致する。

また、毎年 7 月頃、12 月頃及び 3 月頃の 3 回、引き落とし額がオンライン記録に基づく合計額を 1 万円程度上回っていることが確認できるが、

申立人に確認したところ「B社では、賞与を年3回出していた。」としていることから、当該差額は健康保険の特別保険料であると推認できる。

なお、申立期間について、申立人の標準報酬月額が申立人の主張する50万円として届け出られていた場合の社会保険料額は、引き落とし額よりも一月当たり4、5万円程度高くなり、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の納付は確認できないほか、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、遡及して標準報酬月額の訂正が行われた形跡も認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 9 年 6 月 21 日まで

平成 4 年 12 月から 9 年 6 月まで A 社に勤務した。勤務期間中の給与は毎月約 15 万円であったにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録によると、申立期間の標準報酬月額は 12 万 6,000 円又は 14 万 2,000 円と低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、平成 4 年 12 月 21 日から 9 年 6 月 21 日まで A 社において厚生年金保険の被保険者となっており、申立人に係る標準報酬月額は、資格取得時においては 15 万円、5 年 10 月の定時決定においては 14 万 2,000 円、5 年 11 月の随時改定においては 12 万 6,000 円、6 年 10 月の定時決定においては 12 万 6,000 円、7 年 10 月の定時決定においては 14 万 2,000 円及び 8 年 10 月の定時決定においては 14 万 2,000 円とされている。

一方、申立人は、入社から退社まで毎月約 15 万円の給与であったにもかかわらず、平成 5 年 10 月に標準報酬月額が 15 万円から 14 万 2,000 円に、5 年 11 月には 12 万 6,000 円に下がっていることに納得できないとしている。

しかしながら、A 社が保管する標準報酬決定（改定）通知書の写し及び賃金台帳によると、適切に算定対象月の給与に基づいて定時決定及び随時改定が行われており、申立期間の標準報酬月額は支給された給与額に相当していたことが確認できる。

また、上記賃金台帳を検証したところ、申立人の給与から控除された厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一

致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。